

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：水上村棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

(棚田等の名称及び範囲)

水上村地域

(幸野原棚田・覚井棚田・川内棚田・馬場棚田・湯山中央棚田・下笠振棚田・北目棚田  
・高澄棚田・舟石棚田・本野棚田・上笠振棚田)

範囲については、別添 1 のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ・耕作放棄の防止・削減

ボランティア等を活用しながら、水上村地域 11 棚田の耕作放棄地を防止・削減する。

水上村地域 11 棚田における法面の維持管理を適切に行う。

水上村地域 11 棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。

水上村地域 11 棚田における新たな耕作放棄の発生をゼロにする。

##### ・担い手の確保

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田の保全に取り組む人数を 203 人から 210 人に増加させる。

##### ・生産性・付加価値の向上

水上村地域 11 棚田における農地集積を推進する。

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田における農業機械(ドローン・自動草刈機等)や農作業の共同利用面積を 10a に増加させる。

水上村地域 11 棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ・農産物の供給の促進

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田において直販所・物産館等で、販売作物の販売量を 0kg から 100kg 増加させる。

##### ・自然環境の保全・活用

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田において環境保全型の農業(有機農業、堆肥の施用等)を実施する。

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田において村内外の小中学生・村内外の一般人に向け、新たに自然ふれあいイベントの取り組みを年間 1 回開催し、年間 50 人の参加者を確保する。

令和 6 年度までに、水上村地域 11 棚田において鳥獣被害防止施設 100m を設置する。

- ・良好な景観の形成

令和6年度までに、水上村地域11棚田において、地域の小中学生による景観保全活動として、新たに景観作物（レンゲ・ナノハナ・ヒマワリ・コスモス・ソバ等）を10a植栽する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに、水上村地域11棚田において、新たに農村交流体験イベントや伝統的な祭り等を年間1回開催し、年間50人の参加者を確保する。

- ・棚田を観光資源とした地域振興

令和6年度までに、水上村地域において直売所・物産館等で、年間10万円の売り上げを達成する。

令和6年度までに、水上村地域において2軒の空き家又は古民家を、移住定住促進のために再生・活用する。

3 計画期間

認定の月から令和7年3月まで

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減

ボランティア等を活用しながら、水上村地域11棚田の新たな耕作放棄の発生をゼロにする。

水上村地域11棚田における法面管理を適切に行う。

水上村地域11棚田における農道・水路の維持管理を適切に行う。

- ・担い手の確保

水上村地域11棚田において、担い手の確保を促進する。

外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。

- ・生産性・付加価値の向上

水上村地域11棚田において、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。

水上村地域11棚田において、農業機械（ドローン・自動草刈機等）や農作業の共同利用面積を増加させる。

水上村地域11棚田において、景観に配慮しつつ、基盤整備を推進する。

棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進  
令和6年度までに、直売所・物産館などで、水上村出荷協議会、水上村物産館、特産品販売会等を利用して、販売作物（農産物・野菜等）の販売量を増加させる。
- ・自然環境の保全・活用  
水上村地域11棚田で環境保全型の農業（有機農業の推進、耕畜連携による堆肥の施用等）を実施する。  
水上村地域11棚田において、村内外の小中学生・村内外の一般人に向けた、新たな自然ふれあいイベント（水稻の田植え・稲刈り体験イベント等）を開催し、参加者を確保する。
- ・水上村地域11棚田において、侵入防止柵（防獣ステンレス柵、防獣ネット、電気牧柵等）や檻を設置する等鳥獣被害対策を推進する。
- ・良好な景観の形成  
水上村地域において、景観作物（レンゲ・ナノハナ・ヒマワリ・コスモス・ソバ等）を植栽し良好な景観を保持する。

棚田を核とした棚田地域の振興

- ・水上村地域11棚田において、あらたな農村交流体験イベント（水稻の田植え・稲刈り体験イベント、栗拾い体験イベント等）や継続取組の伝統的な祭り等を通じて、関係人口の創出・拡大を図る。
- ・棚田を観光資源とした地域振興  
水上村地域において、直売所・販売所などで、水上村出荷協議会、水上村物産館、特産品販売会などを利用して販売作物（農産物・野菜等）の販売量を増加させて、観光で稼げる仕組みを構築する。  
水上村地域において、空き家又は古民家を再生・活用する。

## （2）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない水上村内外の協力者は、本事業（自然ふれあいイベント・農村交流体験イベント等）の活動を実施することとする。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
水上村棚田地域振興協議会は水上村、農業者で構成。  
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項  
なし